介護保険給付対象となる福祉用具の取り扱いについて

令和6年5月21日

介護保険対象となる福祉用具貸与・特定福祉用具の定められた種目のうち、どの製品が 介護保険の給付対象となるかについての判断は保険者である市が行うこととなっています。 小野市では「公益財団法人テクノエイド協会」の判定を判断基準としています。また、個別 の利用者について例外的な取扱いが必要と判断される場合は、その都度協議し決定します。

●福祉用具貸与の種目●

- 1.車いす ①自走用標準型車いす ②普通型電動車いす ③介助用標準型車いす
 2.車いす付属品 ①クッション又はパッド ②電動補助装置 ③テーブル ④ブレーキ
 3.特殊寝台
 4.特殊寝台付属品 ①サイドレール ②マットレス ③ベッド用手すり ④テーブル ⑤スライディングボード・スライディングマット ⑥介助用ベルト
 5.床ずれ防止用具 6.体位変換器 7.手すり 8.スロープ 9.歩行器
 10.歩行補助つえ 11.認知症老人徘徊感知機器
 12.移動用リフト(つり具の部分を除く) 13.自動排泄処理装置
- *必ず、サービス担当者会議で、その利用者に「なぜその福祉用具が必要なのか」等の利用の妥当性を検討し、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合は、その理由をサービス担当者会議の要点に記載してください。

●福祉用具貸与の例外的な取扱いの場合●

- ①高齢介護課介護保険係に「福祉用具の貸与が必要な理由書」と別表「福祉用具貸与 が特別に認められる要件とその判断方法」に示されている必要書類を提出してください。
- ②「福祉用具の貸与が必要な理由書」にて承認・不承認の結果を通知します。
- ③貸与開始してください。
- *継続利用の場合は、|年ごとに必要書類を再度提出してください。
- *暫定利用される場合は、先に書類を提出してください。
- *提出が遅れた場合、介護保険の給付対象外になる場合があります。

■貸与と販売の選択制の種目■

1. 固定用スロープ (工事を要さないもの) 2. 歩行器 (**歩行車を除く**)

3. 単点杖(松葉づえを除く) 4. 多点杖

- ★選択制の種目を提供するにあたって、<u>福祉用具専門相談員または介護支援専門員</u>は、 利用者に対し以下の対応を行うことが必要です。
 - ①貸与と販売のいずれかを利用者が選択できる旨を、それぞれのメリット、デメリットを含め説明する。
 - ②利用者の選択に当たって必要な情報を提供する。*1
 - ③医師や専門職の意見、利用者の身体状況や生活環境の変化を踏まえ提案。

提案の際の注意事項

- ○提案に当たっては、利用者の身体状況や生活環境の変化の観点から、
 - ・医師、リハビリテーション専門職、ケアプラン原案に位置付けた居宅サービスの担当者 等から聴取した意見

または

- ・退院、退所時カンファレンスやサービス担当者会議等の多職種による協議の結果 を踏まえた、**福祉用具の利用期間の見通しを勘案してください**。
- 〇提案に際し、医師やリハビリテーション専門職の意見を聴取するものとしますが、<u>利用者の安全確保や、自立支援の観点から、遅滞なくサービスを提供することが必要な場合はこの限りではありません。</u>

※ | 「利用者の選択に当たって必要な情報」の例

- ・利用者の身体状況や生活環境の変化を踏まえた、福祉用具の利用期間に関する見通し
- · 貸与と販売それぞれの利用者負担額の違い
- ・長期利用が見込まれる場合は販売の方が負担額を抑えられること
- ・短期利用が見込まれる場合は適時適切な福祉用具に交換できる貸与が適していること
- ・ 国が示している福祉用具の平均的な利用月数 など

(参考)選択制の対象福祉用具の平均的な利用月数(出典:介護保険総合データベース)

・固定用スロープ :13.2ヶ月・歩行器 :11.0ヶ月

・単点杖 :14.6ヶ月・多点杖 :14.3ヶ月

関連する Q&A ①

- ○選択制の対象福祉用具を居宅サービス計画又は介護予防サービス計画に位置付ける場合、主治医意見書や診療情報提供書に福祉用具に関する記載がない場合は、追加で医師に照会する必要があるか。
- ⇒追加で医師に照会することが望ましいが、主治医意見書や診療情報提供書、アセスメント 等の情報から利用者の心身の状況を適切に把握したうえで、貸与・販売の選択に必要な 情報が得られているのであれば、必ずしも追加の照会は要しない。

関連する Q&A ②

- ○福祉用具貸与については、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画(以下「居宅サービス計画等」という。)作成後、利用者が継続して福祉用具貸与を受ける必要性について検証し、継続して福祉用具貸与を受ける必要がある場合には、その理由を再び居宅サービス計画等に記載しなければならないこととなっており、選択制の対象福祉用具の貸与を行った場合、福祉用具専門相談員が少なくとも6月以内にモニタリングを行い、その結果を居宅サービス計画等を作成した指定居宅支援事業者等に報告することとされているが、居宅サービス計画等の見直し又は継続理由の記載については福祉用具専門相談員のモニタリングと同様に6月以内に行う必要があるのか。
- ⇒必ずしも6月以内に行う必要はないが、福祉用具専門相談員からモニタリングに関する情報提供があった後、速やかに居宅サービス計画等の見直し又は継続理由の記載を行うこと。

★「貸与→販売」時のケアプランについて

貸与中の福祉用具を、そのまま販売へ変更する場合、ケアプランの「軽微な変更」に該当するものがあると考えられます。

(ただし、基準第 13 条第 3 号から第 12 号までの一連の業務を行う必要性が高い変更であるかにより、軽微か否かを判断してください。)

〇特定福祉用具販売の種目〇

- 1. 腰掛便座
- 2. 入浴補助用具 ①入浴用いす ②浴槽用手すり ③浴槽内いす ④入浴台

⑤浴室内すのこ ⑥浴槽内すのこ ⑦入浴用介助ベルト

- 3. 排泄予測支援機器
- 4. 自動排泄処理装置の交換可能部品

5. 簡易浴槽

6.移動用リフトのつり具の部分

★同一品目の再購入・複数個の支給について

原則として、同一品目の再購入については、福祉用具購入費支給の対象外となりますが、以下の場合については支給対象となる場合があります。

(1) 福祉用具が破損した場合

通常の使用方法で使用していた場合に、福祉用具が経年劣化等により破損した場合は、 再購入の対象となります。再購入の場合は、支給申請時に、福祉用具の破損箇所が確認 できる写真を添付してください。

※故意による破損や、福祉用具を紛失した場合については、再購入の対象外となります。

(2)介護の必要の程度が著しく高くなった場合

前回の購入時の要介護度よりも介護度が高くなることに加え、購入当初のケアプランから大きく内容を変更する必要があるほど、身体状況が著しく悪化した場合が考えられます。 この場合、既に購入した福祉用具の使用が困難であり、再購入が必要である合理的な 理由を福祉用具購入費支給申請書に記載する必要があります。

(3) その他特別な事情がある場合

転居等による生活環境の変化や、身体状況から必要と認められる際に再購入の対象となる場合があります。

複数個の支給については、単点杖やスロープなど**複数個の利用が想定される品目に限り**対象となります。

★福祉用具購入費の支給について

購入費の支給は、<u>全て償還払い</u>となります。受領委任払いを選択することはできませんので、ご注意ください。